幼稚園における「くすり」の扱いについて　　令和2年4月

ひがし幼稚園

園長石井秀卓

子どもへの投薬は、医療行為にあたるため、園生活においてご家庭からお預かりした薬を、教職員がお子様に投薬する事は原則としてできません。

主治医の診察を受ける必要があるほどの症状のときは、幼稚園をお休みし、休養をとっていただくことをお薦めします。 登園する場合は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで幼稚園に在園していることと、幼稚園では原則としてくすりの使用が出来ないことを主治医にお伝え下さい。

保育時間中に飲ませることが必要な場合は、その時間に保護者の方にお越し頂き、お子様に飲ませて頂くことが原則となります。

しかし、諸条件を十分理解したうえで、それでもやむなく投薬を依頼なさる場合は、担任もしくは園における責任者が保護者に代わって与えます。この時は次のことをお守りください。決してお子様に飲むように言って持たせることはなさらないで下さい。たとえ子どもが飲み慣れているくすりでも、下記の通りとなりますのでお守り下さい。

1. 万全を期するため「投薬依頼連絡票」に必要事項を記載していただき、投薬依頼連絡票と薬をホチキスでとめ、必ずバスの添乗職員又は門の職員に**直接手渡し**をして下さい。連絡帳にも**必ずご記入**下さい。
2. くすりは、お子様を診察した医師が処方し、調整したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調整したものに限ります。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすり（市販の薬など）は、幼稚園では対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、幼稚園ではその判断が出来ませんので、そのつど保護者にご連絡する事になりますのでご了承下さい。
6. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）については、子どもの主治医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。対応できかねる場合もございますのであらかじめ個別にご相談下さい。
7. 持参するくすりについて
   ① 医師が処方したくすりには必ず右の「投薬依頼連絡票」をつけてください。なお「薬剤情報提供書」がある場合にはそれも添付してください。
   ② 使用するくすりは 1 回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
   ③ 使用が長期にわたる場合、1 週間などの単位で 1 枚の提出も可能ですのでご相談ください。
   ④ 袋や容器にお子様の氏名を記載してください。
   ⑤ 連絡票は右の通りです。切り離してご使用ください。連絡票は各自コピーをしていただくか、HPからダウンロードして下さい。

〇尚、この連絡票は鎌倉私立幼稚園協会推奨の雛形を基にひがし幼稚園が作成したものです。

投薬依頼連絡票 （保護者記入）

下記園児に対する投薬について、保護者の責任において依頼します。
なお、記載事項に相違ありません。

平成　　年　　月　　日　記

依頼先	ひがし幼稚園
依頼者	保護者氏名　　㊞ 園児　クラス名　　組 氏名 当日の保護者連絡先(TEL)
主治医	氏名 病院名 住所 TEL
病名（又は症状）	
持参した薬について （名称　　） 保管の仕方（室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他　　） 薬の内容（抗生物質 ・ 解熱剤 ・ 咳止め ・ かぜ薬 ・ 外用薬 ・ その他　　） 薬の形状（錠剤 ・ カプセル ・ 粉薬 ・ 液体 ・ その他　　） 薬の数　（　　）	
使用する日時と用法　　月　　日 ※内服薬の場合　　食前 ・ 食後 ・ 食間（　　時　　分） ※外用薬の場合　　午前 ・ 午後　　時　　分	
その他の注意事項	
幼稚園記入欄　　投与者氏名 実施状況	